

利用が認められない「営利」・「宣伝」とは？

○営利とは？

例えば、施設内で以下のような行為を行うものは「営利」に該当しますので、貸出しをすることができません。

- ・物品の販売、有償サービスの提供

※会場外で別途、代金の回収をするものも含まれます。

- ・金銭を徴収する催事(セミナー、講習会、講演会など)

※開催費用を参加者の人数割りで賄うものや、法定料金・公的機関の指定料金、その他これらと同程度の必要最小限の費用のみを徴収するものは、「営利」に該当しないものとして取扱います。

○宣伝とは？

例えば、施設内で第三者を対象に以下のような行為を行うものは「宣伝」に該当しますので、貸出しをすることができません。

- ・商品に関する展示会など(商品の宣伝)

- ・サービスに関するセミナー、相談会、講習会など(サービスの宣伝)

※特定の関係者のみを対象とするものは「宣伝」に該当しないものとして取扱います。(従業員を対象に行う自社サービスの講習会など)

- ・事業者や団体などへの就業、加入を勧める目的で行う業務説明会、面談会、面接会など(組織の宣伝)

ご利用内容が「営利」・「宣伝」に該当するかご不明な場合は、以下へお問い合わせください。

お問い合わせ先:総務・人事グループ施設管理担当 電話:0836-53-5050